

社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 ホームページの広告掲載取扱要綱

令和7年3月13日
6 杉社協経発第495号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人杉並区社会福祉協議会（以下「社協」という。）のホームページ広告掲載取扱に関わる必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告はホームページのトップページとし、社協が指定した位置に掲載する。

(広告掲載の決定基準)

第3条 広告掲載の決定基準は、次の各号に掲げるものを優先順位とする。

- (1) 公益法人及びそれに類するもの
- (2) 民間企業のうち公共的性格の高い企業で、区内に事業所を有するもの
- (3) 上記以外の民間企業
- (4) その他会長が特に必要と認めたもの

(広告掲載できないもの)

第4条 広告掲載できないものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公共性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝又は人事募集に係るもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他、掲載する広告として適切でないと会長が判断したもの

(広告規格)

第5条 広告の規格等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の規格 縦50ピクセル×横320ピクセル
- (2) 画像形式 J P G、P N GまたはG I F（静止画に限る）
- (3) データ容量 150KB以内

(掲載期間・掲載料)

第6条

- | | | | |
|-----|--------------|----|--------------------|
| (1) | 4月1日～6月30日 | 1枠 | 10,000円／3か月（消費税込み） |
| (2) | 7月1日～9月30日 | 1枠 | 10,000円／3か月（消費税込み） |
| (3) | 10月1日～12月31日 | 1枠 | 10,000円／3か月（消費税込み） |
| (4) | 1月1日～3月31日 | 1枠 | 10,000円／3か月（消費税込み） |

(掲載申込み期間)

第7条 掲載申込み期間は、次に掲げる期間とし、各期間内に第1号様式「申込書」を社協経営管理課管理係に提出するものとする。

- (1) 4月1日～6月30日 2月28日午後5時まで（土日祝日にあたる場合は直近の平日）

- (2) 7月1日～9月30日 5月31日午後5時まで（土日祝日にあたる場合は直近の平日）
- (3) 10月1日～12月31日 8月31日午後5時まで（土日祝日にあたる場合は直近の平日）
- (4) 1月1日～3月31日 11月30日午後5時まで（土日祝日にあたる場合は直近の平日）

（広告掲載の決定等）

第8条 前条第1項の規定に基づき申込みがあったときは、速やかに広告の内容等を審査した後、広告掲載の諾否を決定する。

2 広告の優先順位は、第3条の順位により決定する。なお、同順位のものの中では申込みの先着順として決定する。

（覚書）

第9条 会長は、広告掲載が決定した法人等に、決定した旨の通知を行い、確認した証として、覚書を2通作成し、両者捺印の上、各々1通を所持する。

（広告料）

第10条 広告掲載が決定した法人等は、広告掲載の決定後、広告料代金を別途請求書に記載してある口座に指定の期日までに入金しなければならない。

（広告掲載料の返還）

第11条 納入された広告掲載料は、原則として返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、納入された広告掲載料の一部または全部を返還することができる。

(1) 広告希望者の責によらない理由により掲載することができなかったとき。

(2) その他、会長が特に必要であると認めたとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。